

いつの日にか帰らん

～ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑～





鳥取県には、国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。

この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として、「碑」を建立しました。

建立にあたっては、多くの県民の方々の募金をいただき、「碑の名称」や「碑文」及び「設置場所」については、ハンセン病問題の関係者からなる「ハンセン病についての碑建立に係る懇話会」で熱心な議論をいただきながら、決定しました。

碑のデザインについては指名プロポーザル方式で募集し、12社から16作品の応募がありました。

応募作品について、建築、美術の専門家の方やハンセン病問題の関係者からなる「ハンセン病碑デザイン審査委員会」を設置し、審査を行いました。

●設置場所

とりぎん文化会館正面入口前（鳥取市尚徳町101-5）

●設置の日

平成20年6月30日

ハンセン病に関する年表

| 年 月 | | 事 項 | ◎は鳥取県関連 | 備 考 |
|--|--|--|---|---|
| 1873年 | 明治 6年 | ノルウェーのアルマウル・ハンセン博士が病原菌（らい菌）を発見 | | <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝病説を否定、伝染病であることを決議 ・強制隔離を主な柱とするらい患者を「近代国家の恥」とし、浮浪する患者の収容を行う。 |
| 1897年 | 30年 | 第1回国際癩会議（ベルリン） | | |
| 1907年 | 40年 | 「 ^{らい} 癩予防二関スル件」の制定 | | |
| 1915年 1916年 1919年 | 大正 4年 5年 8年 | 断種手術開始 「 ^{らい} 癩予防二関スル件」の一部改正（懲戒検束権） 内務省によるハンセン病患者一斉調査の結果まとまる。 | | ・患者総数 16,261人 |
| 1930年 1931年 1936年 1943年 1947年 1949年 1953年 1956年 | 昭和 5年 6年 11年 18年 22年 24年 28年8月 31年4月 | 岡山県に国立療養所長島愛生園開園（初めての国立療養所） 「 ^{らい} 癩予防法」の制定 「無らい県運動」高まる。 カービル療養所（アメリカ）でプロミン治療により菌陰性化患者軽快退所が可能となる。 国内で特効薬プロミンの試験的使用開始 国内でプロミンの全面的使用開始 「 ^{らい} 癩予防法」へ改正 ローマ国際会議（ハンセン病患者の救済と社会復帰のための国際会議） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病は治る病気と認識される。 ・らい患者に対する特別法不要、偏見除去、可能な限り在宅で治療などを決議 |
| 1964年 1981年 | 39年11月 56年 | ◎鳥取県「里帰り事業」開始（全国初） WHOで多剤併用療法（数種類の薬剤を併用して治療する方法）を提唱 | | ・人材や設備が不十分な国でも治療が可能になる。 |
| 1996年 1997年 2001年 2002年 2003年 2008年 2009年 2013年 2016年 2019年 | 平成 8年4月 8月 9年7月 13年5月 14年6月 15年3月 20年6月 21年3月 25年 7月 28年4月 令和元年 6月 7月 11月 | <p>らい予防法廃止</p> <p>◎西尾知事（当時）が長島愛生園、邑久光明園を訪問する</p> <p>◎ハンセン病ふるさと交流（夢みなと博）</p> <p>ハンセン病国家賠償請求訴訟、熊本地裁原告勝訴判決 国控訴断念、原告の勝訴確定</p> <p>◎片山知事（当時）が長島愛生園、邑久光明園を訪問し、反省と謝罪の意を表明</p> <p>◎遺骨里帰り支援事業実施（平成13～14年度）</p> <p>◎ハンセン病資料集「風紋のあかり」発刊</p> <p>◎ハンセン病問題啓発ビデオ「砂丘はありますか？大山はありますか？」作成</p> <p>ハンセン病基本法の成立</p> <p>◎「ハンセン病の碑」を建立</p> <p>◎鳥取県立図書館に「ハンセン病問題啓発資料コーナー」を設置</p> <p>ハンセン病問題の解決に関する法律の施行</p> <p>厚生労働省が6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定める。</p> <p>◎DVD「ハンセン病回復者の証言」作成</p> <p>◎平井知事が長島愛生園、邑久光明園を訪問し、反省と謝罪の意を表明</p> <p>最高裁が「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表し、長官が謝罪表明</p> <p>ハンセン病家族訴訟、熊本地裁原告勝訴判決 国控訴断念、原告の勝訴確定</p> <p>ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の成立</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「らい」の呼び名が「ハンセン病」となる。 | |

碑 文

昭和初期「癩らい予防法」が施行されると、鳥取県は無癩らい県運動を開始し、ハンセン病患者を全国の療養所へ強制的に送り隔離した。

とりわけ瀬戸内海の小島にある長島愛生園には、昭和三十年代までに鳥取県から百八十名以上の患者が送られた。愛生園の浜辺には、偏見・差別によって家族や生まれ育った故郷との絆を断ち切られ、望郷の思いでたたずむ患者の姿があった。

戦後ハンセン病は治癒する病気となり、鳥取県は全国に先駆けて、里帰り事業、知事の謝罪、遺族のもとへの遺骨引取り支援などを実施したが、故郷に帰ることができた人は殆どなく、多くの本県出身者の遺骨は、全国の療養所の納骨堂に眠ったままである。

県民の保健、衛生という大義の名のもとに、終生隔離され、遺骨になっても故郷に、また家族のもとに帰れないという不条理があつてはならない。ハンセン病問題を教訓とし、二度と再びこのような重大な人権侵害が繰り返されないよう全ての県民が誓い、ここに「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立する。

平成二十年六月

鳥取県知事 平井 伸治

この碑は、建立の趣旨に賛同いただいた多くの県民の募金により建立されたものです。

この碑文にある「癩らい予防法」は、昭和六年に制定されましたが、昭和二十八年「らい予防法」に改正されたのち、平成八年に廃止され、「らい」の語は「ハンセン病」に改められました。

お問い合わせ先

〒 680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

電 話 (0857)26-7194 ・ 7769

電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.jp